

水道事業運営に関する特別調査委員会報告書

貯水槽水道に係る供給規程案

平成14年5月

社団法人 日本水道協会

は し が き

我が国の水道は、蛇口から直接飲むことができる水道として96%を超える高普及率を達成し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、国民生活に欠くことのできないライフラインとなっている。

一方、近年、都市化の進展に伴い建築物が高層化するなかで、貯水槽を介して給水する貯水槽水道が増加している。これら貯水槽水道の衛生管理は、貯水槽水道の設置者が自主的に管理するものである。

しかし、貯水槽水道のうち、特に、小規模な貯水槽水道においては、定期的な清掃や施設の検査などの管理が十分にされておらず、管理の不徹底に起因する水質劣化や衛生上の問題の発生により、貯水槽水道の利用者は水道に対する不安や不信感を抱き、そのことが水道水の飲用離れの一つの要因であると指摘されている。

こうした貯水槽水道の衛生上の問題を抜本的に解消し、水道に対する信頼性を確保していくためには、水道事業者として直結給水を推進し、貯水槽を介さない衛生的な水を供給する体制を整備することが必要であると考ええる。しかしながら、多くの貯水槽水道が設置されているなかで、一日でも早く貯水槽水道を利用している利用者に対し、直接水道水を利用する場合と同様な安全性を確保するためには、継続的に貯水槽水道の適正な管理がされていくことが基本となる。

現在、貯水槽水道の衛生管理については、衛生行政によって水道法に基づく規制や「飲用井戸等衛生対策要領」等による関与がなされているが、貯水槽水道の管理をさらに充実させるためには、水の供給者である水道事業者も貯水槽水道の管理に適切に関与していく必要があると考える。

今回の水道法の一部改正においても、貯水槽水道の適切な管理を促す実効性のある仕組み作りの観点から、供給規程に水道事業者及び貯水槽水道の設置者双方の責任に関する事項を定めることを求めている。

このようなことから、水道事業運営に関する特別調査委員会では、供給規程検討小委員会を設置し、例示的な供給規程案を検討してきた。

この度の水道事業者が行うべき給水条例の改正作業にあたって、この報告が有効に利用され供給規程の改正が円滑に行われることを期待したい。

最後に、今回、給水条例案の作成にご尽力頂いた供給規程小委員会の委員及びアドバイザーとして適切な助言をいただいた方々にお礼申し上げる。

平成14年5月

水道事業運営に関する特別調査委員会
委員長 小 泉 智 和

水道事業運営に関する特別調査委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	東京都水道局総務部長	小 泉 智 和
副委員長	大阪市水道局業務部長	竹 下 義 郎
委員	札幌市水道局給水部長	鈴 木 忠 浩
〃	仙台市水道局業務部業務課長	熊 谷 昭 男
〃	郡山市水道局長	野 尻 大五郎
〃	八戸圏域水道企業団副企業長	熊 谷 勝 弘
〃	横浜市水道局総務部長	住 中 秀 夫
〃	川崎市水道局総務部経営企画担当参事	芝 地 甫
〃	神奈川県企業庁水道企画担当課長	浅 田 俊 弘
〃	千葉県水道局管理部経営企画課長	小 川 利 雄
〃	さいたま市水道部長	鈴 木 市 造
〃	名古屋市上下水道局経営本部総務部長	紅 村 重 直
〃	福井市企業局長	藤 田 由紀男
〃	大阪府水道部事業管理室長	木 村 昌 弘
〃	神戸市水道局総務部長	中 川 誠一郎
〃	阪神水道企業団総務部長	前 田 均
〃	広島市水道局次長	山 井 隆 義
〃	岡山市水道局総務部長	酒 井 五津男
〃	福岡市水道局総務部経営企画課長	岡 宣 秀
〃	熊本市水道局総務部長	濱 田 清 水
前副委員長	大阪市水道局業務部長	田 邊 忠 男
前委員	郡山市水道局長	滝 田 昭 男
〃	神奈川県企業庁水道企画担当課長	原 田 弘 一
〃	千葉県水道局管理部次長	高 橋 洋 一
〃	名古屋市上下水道局経営本部総務部長	吉 田 宏
〃	大阪府水道部事業管理室長	藤 原 秀 信
〃	神戸市水道局総務部長	藤 原 雅 弘

(前副委員長及び前委員は委嘱当時の役職名である。)

目 次

1. 貯水槽水道に係る供給規程案	1
2. 用語の解説	1 8
3. 貯水槽水道関係の通知等	2 6
4. (参考) 改正水道法 ～貯水槽水道を中心に～	5 3

1. 貯水槽水道に係る供給規程案

1) はじめに

水道の管理体制の強化を主要なテーマとした「水道法の一部を改正する法律」が平成13年7月4日に公布され（法律第100号）、平成14年4月1日から施行された。この改正の主な内容の一つに、貯水槽水道（ビル等建物内の水道の総称。以下同じ。）の管理の充実を図るため、供給規程に水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任等所要の事項を規定し、厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出ることが定められた。

このため、本会では、会員の供給規程改正の参考に資するため「水道事業運営に関する特別調査委員会」の下に「供給規程検討小委員会」を設け、貯水槽水道に係る供給規程案を検討したので、次のとおり報告する。

2) 法改正の背景と経過

水道法（以下「法」という。）では貯水槽水道のうち簡易専用水道（受水槽の有効容量が10^mを超えるもの）について、設置者に当該水道の管理基準の遵守と管理状況の検査の受検を義務付けている（法第34条の2）が、管理に問題のある施設も一部に見られる。

また、簡易専用水道以外（受水槽の有効容量が10^m以下のもの）の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）については、法の規制対象ではなく、設置者の管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面で不安を感じている利用者も見られる。

このような状況から、平成12年12月、厚生大臣（当時）の諮問機関である生活環境審議会では、水道の管理体制強化策の一つとして、貯水槽水道の管理の強化を挙げ、水道事業者の適切な関与により、貯水槽水道の適正な管理が図られるよう答申した。

この答申を受け、厚生労働省では、平成13年3月21日、第151回通常国会に貯水槽水道の管理強化を含む水道の管理体制の強化に係る「水道法の一部を改正する法律」を提出し、5月30日参議院で可決、6月26日衆議院で可決、成立した。

3) 貯水槽水道に係る関係法令とそのあらまし

(1) 関係法令等

- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 水道法の一部を改正する法律（平成13年7月4日法律第100号）
- ・ 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成13年12月19日政令第412号）
- ・ 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成14年3月27日厚生労働省令第42号）
- ・ 衆議院及び参議院附帯決議

(2) あらまし

供給規程の適合要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。」が追加された。(法第14条第2項第5号)

これに伴い、平成14年3月27日、法施行規則が改正され、貯水槽水道についての水道事業者と設置者の責任に関する技術的細目が定められた。

なお、国会審議において「貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実をはかるとともに、水道事業者および利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。」が附帯決議された。

① 貯水槽水道に関する供給規程の技術的細目(法施行規則第12条の4)

○水道事業者の責任に関する事項

- ・貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
- ・貯水槽水道の利用者に対する情報提供

○貯水槽水道の設置者の責任に関する事項

- ・貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
- ・貯水槽水道の管理の状況に関する検査

② 経過措置

地方公共団体の供給規程が貯水槽水道に関し適合していないときは、平成15年3月31日までに当該供給規程を改正し、厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出る必要がある。(改正法附則第3条)

(3) 改正法における貯水槽水道に関する解釈等

法改正に伴い、厚生労働省から貯水槽水道に関し示されている解釈等は、概ね次のとおりである。

① 貯水槽水道の定義は、簡易専用水道と異なり、水道法に基づく規制対象としての定義ではない。

② 改正の要点は、貯水槽水道について、給水契約に基づく水道事業者の関与を明確化したものである。給水契約に基づく関与であることから、水道事業者は水道水の供給者としての立場からの関与であり、規制手法を履行する地方公共団体(衛生行政、以下同じ。)とは立場を異にする。

③ 制度の理解としては、貯水槽水道の管理主体と具体の管理のあり方を給水契約により、貯水槽水道の設置者(給水契約の契約者)に対して明確化させるもので、供給規程に基づき独自の管理基準を定めることを求めたものではない。

※水道事業者に管理基準を定めることを求めたものではない。(注:※は本会の注釈)

④ 簡易専用水道以外の貯水槽水道と簡易専用水道とで、具体の管理のあり方等の取扱いに違いが生じることは法律上見込まれたものである。

⑤ 貯水槽水道全般に対して、設置者に管理のあり方を強制するには、法で定められた貯水槽水道に対する措置を超えた地方公共団体としての規制手法を、衛生行政の条例等により併せて講じる必要がある。しかしながら、従来から衛生行政の条例等独自の施策により管理基準等を明確にしている場合には、これに

基づく管理を行うことを給水契約において確認し、衛生規制との連携を図ることは可能である。

- ⑥ 水道事業者による貯水槽水道に関する関与は、規制的手法として位置付けられたものではないことから、条例等において、規制的手法を盛り込んだ場合は、法に基づくものではなく、地方公共団体独自の条例規制との位置付けとしての整理となる。
- ⑦ 水道事業運営の中で得られる情報をもとに、貯水槽水道の利用者へ情報提供を行うとともに、設置者に対する助言等を行うことが求められている。
- ⑧ 水道事業者は、貯水槽水道への水の供給者として給水契約の範囲内で貯水槽水道に関与するものであり、制裁的な制度ではないので、給水停止措置等により、貯水槽管理の適正化を強制する等の措置はなじまない。
- ⑨ 保健所業務として規定される水道関連業務については、一切の変更はない。今回の水道法による措置は、あくまで、貯水槽水道への供給者の立場で可能な措置を求めるもので、保健所業務を代替するような規制的手法ではない。

4) 供給規程検討小委員会の設置目的

本会では、水道事業運営に関する特別調査委員会のもとに供給規程検討小委員会を設置し、供給規程改正の参考に資することを目的として、貯水槽水道の管理に関する規制等の現状を踏まえて、いくつかのパターンにより供給規程案を作成することとした。

5) 供給規程検討小委員会における検討

今回の法改正では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭するため、貯水槽水道への水道事業の積極的な関与と、衛生行政との緊密な連携が求められている。

このため、小委員会では、次の事項についてそれぞれ検討した。

- ① 供給規程に定めるべき事項
- ② 規程内容を実施するために必要な事項
- ③ 水道事業の業務サービスとして積極的に関与すべき事項
- ④ 衛生行政との連携
- ⑤ その他

これらの事項を検討するに当たっては、各地域における衛生行政の状況を把握し、各水道事業者の実情を考慮すべきこととした。

なお、衛生行政の所管は、都道府県、政令市及び保健所設置市である。

(1) 供給規程に定めるべき事項

供給規程に貯水槽水道に係る関係者の責任について、地域の実情により必要な措置を規定する。

① 水道事業者の責務

(ア) 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告並びに利用者に対する

情報提供について定めるべきこととした。

水道事業者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対して管理の状況等について適切な指導、助言等を行い、貯水槽水道の適正管理を図るもので、いわゆる行政権限に基づく規制的手法とは性格を異にするものである。

(イ) 貯水槽水道の利用者、設置者に対して平常時又は緊急時の情報の提供を適時適切に行うよう努める。

※ 水道事業者の責務は、各水道事業者の実情にかかわらず、共通の法定要件と考えた。

② 貯水槽水道の設置者の責務

貯水槽水道の管理は、設置者自らの責任において、適正に管理する義務を有する。そのため、貯水槽水道の設置者の責任に関しては、貯水槽水道が簡易専用水道と小規模貯水槽水道を含むものであり、簡易専用水道については既に法規制がなされていることから、簡易専用水道と小規模貯水槽水道を区分して検討した。

(ア) 簡易専用水道の場合

法第34条の2に基づき、法施行規則第55条及び第56条により当該貯水槽水道を管理し、その管理に関し検査を受けなければならないものであり、供給規程で改めてその責務を確認することとした。

(イ) 小規模貯水槽水道の場合

《衛生行政による条例がある場合》

当該条例によることを改めて確認することとした。

《衛生行政による独自の要綱等がある場合》

要綱等の内容により管理等することを「努力義務」として、給水条例施行規程で確認することとした。

※ 条例では、「別に定める」こととした。

《衛生行政に条例、要綱等がない場合》

「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年厚生省通知）の内容により管理等することを「努力義務」として、給水条例施行規程で確認することとした。この場合には、指導の主体は衛生所管であり、水道事業者は衛生行政の補完的立場であることを明確にしておく必要がある。

※ 1 条例では、「別に定める」こととした。

※ 2 「飲用井戸等衛生対策要領」による管理、検査の内容は法施行規則第55条及び第56条の内容と同一である。異なるところは、規制の有無である。

(2) 供給規程内容を実施するために必要な事項

供給規程の内容を着実に実施するためには、貯水槽水道の現状を把握する必要がある。そのため、貯水槽水道台帳の整備や設置者の届出等、貯水槽水道の管理に関する基礎データを収集することとする。

① 貯水槽水道台帳の整備

貯水槽水道の設置状況を把握するため、設置者名、所在地、管理状況等を記入する台帳を作成する。

② 設置者の届出等

- a. 簡易専用水道の設置等の届出は、既成の仕組みに従い行うものとする。
- b. 小規模貯水槽水道の設置等の届出は、地域の実情に応じて、貯水槽水道の新設時、及び内容変更、休止、廃止時に衛生行政に行うものとする。（水道事業者は衛生行政と協議し、十分連携を図る。）

既設の小規模貯水槽水道の設置者に対しても同様の取扱いとする。

(3) 水道事業の業務サービスとして積極的に関与すべき事項

水道事業者が貯水槽水道の管理に関し、給水栓水の水質検査等、業務サービスとして取り組むべき事項を挙げると次のとおりである。

① 適正な管理の指導

貯水槽水道の設置者に対し、貯水槽水道の管理基準に基づく適正な管理及びその管理の状況に関する検査を行うよう指導、また、不適正施設に対しては改善措置の助言等を行う。

＜適切な管理のための指導項目＞

- a. 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- b. 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- c. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- d. 水槽から供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

＜不適正施設の指摘事項＞

- a. 汚水槽その他排水設備から受水槽・高置水槽に汚水・排水が流入している、あるいはそのおそれがある。
- b. 受水槽・高置水槽内に沈殿物等異物がある。
- c. 給水栓水から残留塩素が全く検出されない、又は、異常な臭気、味、色若しくは濁りがある。
- d. 受水槽の上部が清潔に保たれていないため、又は、マンホールの立ち上がり不十分であるため汚水が受水槽に流入するおそれがある。
- e. マンホール、通気管等が著しく破損しているため、汚水又は雨水が受水槽に流入するおそれがある。

② 情報提供

貯水槽水道の利用者、設置者に対して平常時又は緊急時の情報の提供を適時適切に行うよう努める。

a. 利用者に対する情報提供

利用者からの問合せや相談等に応じて、貯水槽水道に関する情報を提供することに努める。

利用者から水質上の検査依頼があった場合、法第18条に準じた水質検査を実施し、その結果を知らせる。

b. 設置者に対する情報提供

貯水槽水道の管理に関する管理基準、管理の方法、清掃や検査等の情報を必要に応じて提供する。

貯水槽水の残留塩素の有無について検査すること等簡易の検査の実施を周知する。

検査可能な検査機関を紹介し、その際その検査実施機関の連絡先及び料金を情報として提供する。

③ 貯水槽水道の給水栓水の水質検査

貯水槽水道の利用者から調査依頼があった場合、利用者の給水栓で、簡易の水質検査（色、濁り、臭い、味及び残留塩素の5項目）を行い、その結果を報告する。

同一貯水槽水道内からの検査依頼に対しては、検査結果に有効期限を設け、範囲内であれば他の利用者の検査も類推することも可能と考える。

④ 不適正施設への立入調査

簡易の水質検査の結果、必要があると認める場合には、設置者の同意を得たうえで、貯水槽水道の施設に立入調査を行う。ただし、給水契約に基づく利用者サービスの一環として行うもので、衛生行政が行う行政上の立入検査とは異なる。

(4) 衛生行政との連携

貯水槽水道の管理については、衛生行政による指導監督を前提とするが、水道事業者においても、問題のある貯水槽水道の通報等情報提供を行い、また、小規模貯水槽水道の検査機関の指定等の仕組みを充実するため、次の事項について衛生行政と連携を図ることとする。

連携体制の構築に当たっては、事前に十分衛生行政と必要な調整等を行う必要がある。

① 不適正施設の通報等の情報提供

設置者に対し改善等の助言を行った施設について、継続的に適正な管理が行われるよう衛生行政へ情報を提供し、必要な措置を実施するよう要請する。

② 小規模貯水槽水道の検査機関の指定等

貯水槽水道の管理の強化を図るため、衛生行政と十分に協議をして検査機関の充実を図る。

例えば、小規模貯水槽水道の検査機関の指定に当たっては、衛生行政の条例

等に基づき市（町村）長の認める者を加える。

（５）その他

① 指導、助言、勧告の位置付け

水道事業者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対して管理の状況等について適切な指導、助言等を行い、貯水槽水道の適正管理を図るもので、いわゆる行政権限に基づく規制的手法とは性格を異にするものである。

その意味から指導、助言、勧告についての内容を次のように例示する。

- a. 指導：貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようにすること。
- b. 助言：上記の措置にも拘わらず、貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合、問題となる事項等を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすること。
- c. 勧告：再三の指導、助言にも拘わらず、改善が見られない場合、水道事業者の最終手段として勧告する。場合によっては、衛生行政からの行政権限に基づく指示、命令等がされる可能性がある旨を伝えることも想定される。

（注）後記の「用語の解説」参照

② 水道事業と衛生行政との組合せ

水道事業と衛生行政の基本的組合せパターンを示すと以下のとおりである。

- a. 水道事業と衛生行政とが同一の団体内で運営されている場合
- b. 市町村が水道事業を行い、衛生行政を都道府県が行っている場合
- c. 単一の水道事業体が２以上の市町村にまたがって広域的に水道事業を行っている場合（県営水道事業、企業団等一部事務組合による水道事業等）
- d. 衛生行政を実施する主体が複数ある場合（給水区域に衛生行政が複数ある水道事業）

6) 供給規程案

貯水槽水道は、簡易専用水道と小規模貯水槽水道が含まれることから、次のとおり区分することとする。

《簡易専用水道の場合》

法第34条の2に基づき、法施行規則第55条及び第56条により当該貯水槽水道を管理し、その管理に関し検査を受けなければならないことを供給規程で改めて確認する。

《小規模貯水槽水道の場合》

○衛生行政に条例等が定められている場合

条例が定められている場合は、条例によることを供給規程で改めて確認することとした。

○衛生行政に条例等が定められていない場合

「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年厚生省通知）の内容による管理等を行うことを「努力義務」として給水条例施行規程等で確認することとした。この場合、規制主体は衛生行政所管であり、水道事業者は衛生行政の補完的立場である。

以上のことを踏まえて供給規程の例示を基本パターンとして例示1と例示2に区分して条文を作成した。

貯水槽水道に関する水道事業者の責務については、貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告と貯水槽水道の利用者に対する情報提供を条例に規定するもので、例示1、2ともに共通である。

貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者の責務については、法に定める管理基準及び管理の状況に関する検査を条例に規定するもので、例示1と2の規定の仕方は異なるが、内容は同じものである。

例示3から例示7の5つの例示案は、いずれも例示2の給水条例案を受けて、給水条例施行規程の中に小規模貯水槽水道の管理基準、管理状況の検査機関、その他必要な措置について規定した。

このほかの規定内容については、種々の取り組みを想定し例示すると、かえって条例改正の際の検討のために混乱を来すと考え、ここでは、次に示すとおり法令が要請している基本的な事項について条文化し例示している。

(1) 例示1は、既に衛生行政の条例等（条例又は規則）が制定され小規模貯水槽水道についても規制が行われている場合である。

貯水槽水道の管理基準等を規定した衛生行政の条例等に基づいて適正に管理することを給水条例に規定した。

(2) 例示2は、衛生行政の条例等が制定されていない場合である。

衛生行政の要綱等が制定されている場合と衛生行政で条例・要綱等いずれも制定していない場合を含む。

衛生行政による独自の要綱等がある場合は、要綱等の内容により管理等するこ

とを「努力義務」として、給水条例施行規程で確認することとする。

衛生行政に条例・要綱等がない場合は、厚生省が昭和62年1月に定めた「飲用井戸等衛生対策要領」の内容を給水条例施行規程に定めることとした。

なお、要綱等を引用し規定する場合は、例示7として示した。

- (3) 例示3は、例示2の「別に定めるところにより」の条文を受けて、給水条例施行規程の中に管理基準、管理の状況に関する検査、その他必要な措置について、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき規定した。

また、検査機関については、従来の法第34条の2の指定検査機関のほか、市（町村）長が認める者を加えた第三者による検査を規定した。

- (4) 例示4は、管理基準のよりどころを法施行規則第55条の管理基準に準じることとし、検査機関については、法第34条の2の指定機関のほか、市（町村）長が認める者を加えた第三者による検査を規定した。

- (5) 例示5は、「飲用井戸等衛生対策要領」の管理基準に準じ、設置者自らが検査を行うことを規定した。

- (6) 例示6は、法施行規則第55条の管理基準に準じ、設置者自らが検査を行うことを規定した。

- (7) 例示7は、管理及び管理の状況に関する検査について、衛生行政が制定する要綱等を引用して規定した。なお、引用ではなくその内容を列記する手法もある。

以上、ここで示した例示はあくまで改正水道法に対応した供給規程の例にすぎない。これ以外の対応も幅広く考えられることから、各水道事業者において、この例示にとらわれない独自の先進的な取組を定めることもできる。（例えば、設置者自らによる利用者に対する情報提供、水道事業者による貯水槽の管理業務の受託のほか、厚生労働省における法改正の貯水槽水道の関与の検討の中には、衛生規制との連携等による条例における過料の設定等も考えに入れている。）

※注：過料処分は、地方自治法に基づく市（町村）長の権限事項であるので、公営企業法上の事業管理者が、これを科するような規定方法をとってはならない。

給水条例案

例示1：衛生行政の条例等が制定されている場合

第〇〇章 貯水槽水道

（市〔町村〕の責務）

第〇条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第△条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、〇〇市小規模貯水槽水道における衛生的な水の確保に関する条例（昭和××年〇〇市条例第〇号）により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

給水条例案

例示２：衛生行政の条例等が制定されていない場合

第〇〇章 貯水槽水道

（市〔町村〕の責務）

第〇条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２ 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第△条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２ 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

衛生行政において要綱がある場合、飲用井戸等衛生対策要領による場合、独自の要綱等の有無にかかわらず、その要綱・要領を引用するか、その内容を列記するかのいずれかによって、給水条例施行規程において例示した。

例示 3：例示 2 の条例を受けた

〇〇市（町村）給水条例施行規程

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第〇条 条例第△条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 6 9 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、法第 3 4 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は（衛生行政の）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

小規模貯水槽水道の検査機関について

厚生労働大臣の指定する者を検査機関とする場合においても、各事業者独自の判断で、これらの者に適格性を認めるもので、水道法に基づく要請ではない。

貯水槽水道の検査機関は、簡易専用水道については、法第 3 4 条 2 の規定により「地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者」でなければならない。

また、小規模貯水槽水道についても原則として同様である。（飲用井戸等衛生対策要領）

しかしながら、小規模貯水槽水道については、飲用井戸等衛生対策要領に定めるほか、同要領では、各衛生行政（都道府県、政令市、保健所設置市及び都道府県管下の市町村）が独自の施策を行うことも差し支えないものとされている。

よって、小規模貯水槽水道の検査機関として、衛生行政所管により「都道府県知事、政令市の市長及び保健所設置市市長並びに都道府県と連携して各市（町村）が認める者」を加えることも差し支えないものとする。

<参考>

例示 4：例示 2 の条例を受けた 〇〇市（町村）給水条例施行規程

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検）

第〇条 条例第△条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- （1）法施行規則第 55 条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- （2）前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市（町村）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

厚生労働大臣の指定する者を検査機関とする場合においても、各事業者独自の判断で、これらの者に適格性を認めるもので、水道法に基づく要請ではない。

<参考>

例示5：例示2の条例を受けた

〇〇市（町村）給水条例施行規程

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第〇条 条例第△条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

自主検査について

簡易専用水道の設置者に対しては水道法上の規制があり、小規模貯水槽水道の設置者に対しては、法令上の義務づけはなく供給規程によって簡易専用水道の管理に準じて行うことが期待されている。

従って、管理の状況に関する検査については地域の実情により必要に応じて、法令を根拠とする管理基準による運用として、衛生行政が認める場合を前提に、設置者の自主的な管理検査を行うこともできる。

＜参考＞

例示 6：例示 2 の条例を受けた

〇〇市（町村）給水条例施行規程

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第〇条 条例第△条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）法施行規則第 55 条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

（2）前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

＜参考＞

例示 7：例示 2 の条例を受けた

〇〇市（町村）給水条例施行規程

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第〇条 条例第△条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、〇〇県小規模給水施設の衛生管理指導指導要綱（仮称）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

6) おわりに

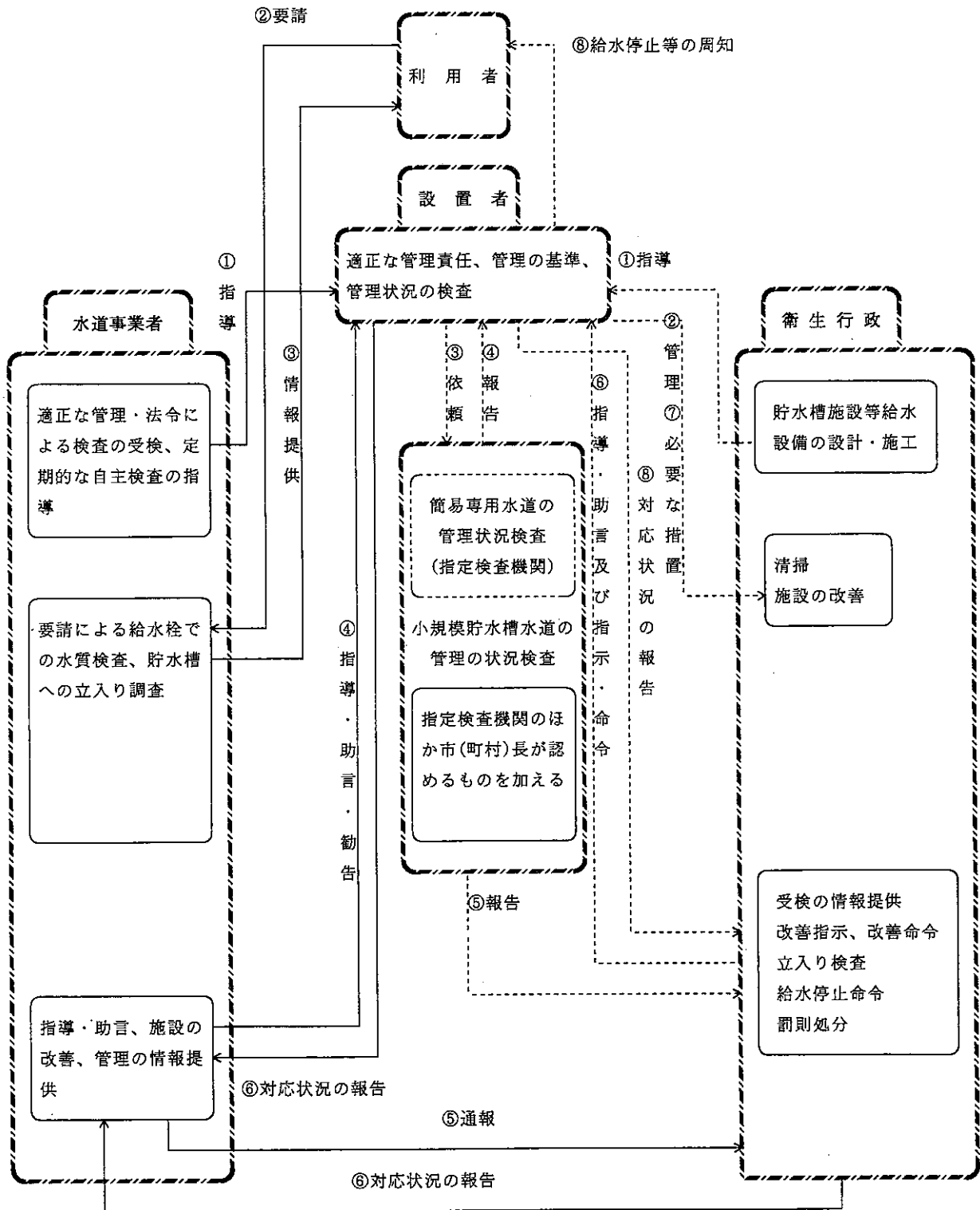
貯水槽水道の管理は、その設置者が適正に管理することが原則となっている。

しかしながら、水道事業者としても、水の供給者である立場から貯水槽水道の利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、貯水槽水道の設置者による管理及び衛生行政による指導監督等を前提としながらも、地域の実情に応じて積極的に関与し業務サービスの拡充に努める必要がある。そのため供給規程に基づき、貯水槽水道の利用者に対し情報提供を行い、貯水槽水道の設置者に対し、管理の徹底を促すため必要な指導、助言等を行うこととした。

また、貯水槽水道に対する規制は、衛生行政による規制（都道府県等による簡易専用水道の規制）として行われており、水道事業者は法制上関与が薄いことから、水道事業者が供給者の立場から関与するには、衛生行政と水道事業者の役割を調整する必要がある。

水道事業者として、これら貯水槽水道の衛生上の問題を抜本的に解決するには、直結給水を推進していくことが重要である。そのため、管網整備など着実に進めて行く必要がある。それとともに、既設受水槽水道が直結給水に移行するような方策を進めて行くことが大切である。

貯水槽水道の関係者の基本的な役割



2. 用語の解説

1) 用語の定義

(1) 水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。(水道法第3条第1項)

(2) 水道事業 一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。

ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。(同条第2項)

(3) 貯水槽水道

① 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

(水道法第14条第2項第5号)

② 簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として、「貯水槽水道」を新たに定義している。これは、新たに規制されるカテゴリーが新設されたわけではなく、水道事業者といわゆる貯水槽水道の設置者との間において、管理のあり方を明確化するために、新たに法律上用語を定義した。

③ 貯水槽水道について施設面から見ると、水道施設が水道事業者の財産であるのに対し、貯水槽水道は個人の財産であるということである。従って、家屋などと同様に、その維持管理も第一義的には個人の責任において行われるものである。

貯水槽水道は、一般に複数の使用者に水を供給するシステムで、受水槽、給水ポンプ、揚水管、高置水槽、給水管、給水栓等から構成されている。水道水は、配水管から給水装置を経由して受水槽に自動的に給水される。給水された水は、そこで一旦大気開放され自由水面となり、一定の吐水口空間により水道事業者の配水管とは直結していない。

貯水槽水道には、一般的に使用水量のピークカット機能やストック機能があるなどメリットがある。しかし、維持管理を怠ると水質劣化など衛生上の問題が発生するので、適切な管理が求められる。小規模貯水槽水道は、直結（増圧）給水方式に順次切り替えていく必要がある。

貯水槽水道の構造や材質等については、建築物と一体であることから、基本的には建築基準法によって規定されている。建築物に設ける給水配管設備の材質や構造に関すること、受水槽の構造や設置場所に関すること等は、建築行政を担当する特定行政庁の所管であり、これらは建築確認申請の際に審査を受ける。水道事業者の関与は給水装置までで、貯水槽水道については関与する立場ではなかったが、改正水道法により関与することができるようになった。関与の程度については、各水道事業者に任されているが、安全な水を供給する立場から、積極的に関わっていくことが要請されている。

貯水槽水道については、水道法が適用される簡易専用水道、および小規模貯水槽水道に分類される。

(4) 簡易専用水道

① 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準（10㎡）以下のもの

のを除く。(同条第7項)

- ② 簡易専用水道とは、水道事業者から供給される水だけを水源とするもので、受水槽の有効容量が10㎡を超えるものをいう。ただし、専用水道に該当するものは除かれる。比較的規模の大きい事務所ビルや団地、マンション等で受水槽を設置して給水しているものが該当する。

簡易専用水道の管理については、設置者が法に基づいた水質検査、受水槽の清掃を行うとともに、年1回の公的機関による検査を受ける義務が課せられている。

ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により管理されるものであり、その水道についての報告の徴収、立入検査、改善命令等は、同法の規定により行うこととし、水道法による規制を重複させないようにすること。

なお、法第34条の2第2項の検査についての規定はビル管理法が適用される簡易専用水道についても適用があることに留意されたいこと。

(5) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道とは、簡易専用水道、専用水道、ビル管理法適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備である。つまり受水槽の有効容量が10㎡以下の小規模のものであり、現在設置されている受水槽以下設備の大部分のものがこれに該当する。しかし、現行の法律上では特別な規定がなく、各地方公共団体において、その地域の実情に応じて条例により規制したり要綱等により指導している。

一般的には、簡易専用水道の規程に準じた要綱等によって衛生行政などが指導している。

(6) 水道事業者 法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営業者。

- (7) 設置者 貯水槽水道の設置者とは、貯水槽水道を設置している者をいい、一般に当該貯水槽水道の設けられている建築物等を所有している者をいう。したがって、当該建築物の管理について第三者に委託している場合であっても、貯水槽水道の管理義務は当該設置者に課せられるものである。

なお、事実上貯水槽水道の管理を第三者に委託して行うことは差し支えない。

(8) 供給規程 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。(水道法第14条第1項)

供給規程は、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、その他の供給条件を定めるものである。

供給規程には、法律上の拘束力を持たせる必要のある事項はすべて規定しておく必要があるが、供給条件に関するもののうち、給水義務(水道法第15条第1・2項)、給水装置の検査(同第17条)、検査の請求(同第18条)等については、主として需要者保護の必要上、供給規程にまかせることなく、水道法自ら強行規定として定め、本法に基づき、直接、水道事業者に所定の義務が課せられ、これに反する供給条件を定めても無効である。

なお、供給条件のうち、条例で定めなければならないもの(例えば「水道料金」)は、条例で定める必要があるが、必ずしも条例に定められていないものであっても、供給条件を定めているものは、すべて供給規程の規定である。

(水道法逐条解説)

- (9) 立ち入り 立ち入りというのは、貯水槽水道の設置者が管理の基準に従い、適正に管理を行っているかどうかを見るため、建物内等に立ち入ること。

2) 貯水槽水道関連規定

(1) 水道法

(供給規程)

第14条 水道事業者は、供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

第1号から第4号まで (省略)

(5) 貯水槽水道 (水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。) が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 (省略)

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第6項及び第7項 (省略)

(2) 水道法施行規則

第12条の4 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。

1 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

2 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

(3) 改正法附則 (供給規程の経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる地方公共団体の新法第14条第1項に規定する供給規程が、この法律の施行の日において同条第2項第5号に掲げる要件に適合していないときは、当該地方公共団体は、この法律の施行後1年以内に当該供給規程の変更を行い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる地方公共団体以外の者の新法第14条第1項に規定する供給規程が、この法律の施行の日において同条第2項第5号に掲げる要件に適合していないときは、その者は、この法律の施行後1年以内に当該供給規程の変更を行い、厚生労働大臣に認可を受けなければならない。

3) 簡易専用水道関連規定（参考）

(1) 水道法

（用語の定義）

第3条第1項から第6項まで（省略）

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準（水道法施行令第1条の2「10㎡」）以下のものを除く。

第8項から第12項まで（省略）

第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令の定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

(2) 水道法施行規則

第4章 簡易専用水道

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項に規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

4) 監督、罰則等

(1) 水道法

(改善の指示等)

第36条第1項及び第2項(省略)

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 都道府県知事は、簡易専用水道の設置者が、前条第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利害を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条第1項及び第2項(省略)

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保健所を設置する市又は特別区に関する読み替え等)

第48条の2 保健所を設置する市又は特別区の区域においては、第36条、第37条並びに第39条第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定に適用については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を都道府県知事と、保健所を設置する市又は特別区を都道府県とみなす。

第7章 罰則

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号から第8号まで(省略)

(9) 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

(10) (省略)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

第1号から第7号まで(省略)

(8) 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1号及び第2号(省略)

(3) 第39条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

5) 専用水道

(1) 水道法

(用語の定義)

第3条第1項から第5項まで (省略)

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業者の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

(1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

(2) その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

第7項から第12項まで (省略)

(2) 水道法施行令

(専用水道の基準)

第1条 水道法（以下「法」という。）第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル

(2) 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

第4章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第1号及び第2号 (省略)

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 1日最大給水量及び1日平均給水量

(2) 水源の種別及び取水地点

第3号から第8号まで (省略)

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない理由を附して申請者にその旨を通知しなければならない。

6) 行政指導

(1) 行政手続法

(目的等)

第1条 この法律は、処分、行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 (省略)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(5) 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ (省略)

ロ 地方公共団体の機関（議会を除く。）

(6) 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第33条 (省略)

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第34条 (省略)

(行政指導の方式)

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (省略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第36条 (省略)

行政指導（自治用語辞典等）

（１）行政指導

行政機関が現実に行っている指導、指示、勧告、勧奨、助言、注意、警告、あっせん等の行為を総括的に指す概念であり、行政機関がその所掌事務に関し一定の行政目的を達成するために特定の個人又は団体に対し任意の協力を求める法律上の強制力を伴わない事実行為と定義することができよう。「行政指導」は、法令の規定との関連からみれば、

ア 行政指導が指導、勧告、助言等を行い得るとする規定に基づいて、あるいはその規定を背景として行われるもの

イ 行政機関に許可、命令等の行政処分をなし得る権限が与えられている場合に、これを背景として行われるもの

ウ ア又はイに該当するような明文の規定はないが、行政機関の任務、権限ないしは所掌事務を定める規定に基づいて行われるものに区分される。

（２）指導

一般に相手方に将来においてすべきこと又はすべきでないことを指し示し、相手方を一定の方向に導くことをいう。

「指導」は、相手方に対し強制力その他の法的効果を持たず、相手方がこれに従うかどうかは任意である。

類似の用語として「指示」「勧告」「勧奨」等があるが、これらの用語が所期の目的を達するために個別具体的な事項を指し示すことに力点が置かれるような場合に多く用いられるのに対して、「指導」は一定の方向への誘導に力点が置かれるような場合に多く用いられるということができよう。

（３）助言

ある機関に対し、他のものが、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することをいう。

なお、地方自治法第245条第1項、地方公務員法第59条は、国の地方公共団体に対する非権力的な関与としての「技術的な助言」を定めている。

（４）勧告

一定の行為をすること又はしないことを勧めることを勧告という。原則として、組織上指揮命令のできない関係にある者に対してするもので、通常は、機関が他の機関に対し、国が公共団体に対し、公共団体が他の公共団体に対し、又は国若しくは公共団体若しくはこれらの機関が私人に対して行う。法令の根拠があるのが普通である。

勧告を受けた者は、それに従う義務を負うわけではないから、従わなくとも違法ではないし、職務違反ということも起こらないが、法令に基づいてなされた勧告については、これを尊重すべきである。

（５）立入検査

行政機関の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的な立場から監督を受ける事業主の事務所、営業所、製造所などに、帳簿書類、設備その他の物件の検査のために立ち入ることをいう。

最近の法令では、立入検査を実施する場合には、その場所、時間及び対象などについての制限規定や立入検査の権限を与えられた職員は必ずその身分を証する証票を携帯し、関係人に呈示しなければならないなどの規定が設けられている。

なお、憲法35条との関係から、立入検査の権限を認めた規定の後に「立入検査の権限は、犯罪捜査のために設けられたものと解してはならない。」という趣旨の規定を設けることが原則となっている。

3. 貯水槽水道関係の通知等

○水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制等について

(昭和53年4月26日環水第49号各都道府県知事あて
厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

水道法の一部を改正する法律は、昭和52年6月23日法律第73号をもって公布され、既に施行されている部分を除いて昭和53年6月23日から施行されることとなつているが、これに伴い水道法施行令の一部を改正する政令が昭和53年4月7日政令第123号をもって公布され、また水道法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令が昭和53年4月25日厚生省令第23号をもって公布された。このうち、権限の委任に関する部分については昭和53年5月1日から、簡易専用水道に関する部分については昭和53年6月23日から施行されることとなつた。

これらの改正は、水道法の一部改正により新たに規制されることとなつた簡易専用水道の適用除外の基準を定め、また、簡易専用水道の設置者が遵守すべき管理の基準等を定めるとともに、認可等に関する厚生大臣の権限の都道府県知事への委任の範囲を拡大することとしたものであるが、特に左記事項に留意のうえ、運用に遺憾なきを期されたく通知する。

記

第1. 簡易専用水道について

1. 制定の趣旨

居住者に水を供給する自家用等の水道については、これまで飲料水の衛生確保の観点から一定の規模を有するものを専用水道として水道事業と同様の規制がなされる等により衛生的で安全な水の供給の確保が図られてきたところである。

ところで、これまで建築物は、高層化、大型化の途をたどるとともにその数も急速に増加してきたが、これらの建築物に設けられる受水槽以下の給水施設についてはそのほとんどが水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規制の対象とならなかった。

このため、水道事業により供給される水を水源とするものであつても、受水槽以下の施設の管理が十分でない事例も指摘されてきた。

このような実情にかんがみ、ビル、マンション等に設けられる受水槽その他の給水のための施設であつて水道事業により供給される水のみを水源とするものについて今回、簡易専用水道として法の規制の対象とし、その設置者は、適正な管理を行わねばならないものとされたものであること。

2. 規制の対象

法の規制を受ける簡易専用水道は、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が20立方メートルを超えるものとされたこと（法第3条第7項、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第1条の2）。

規制の対象となるものの確定に当たっては、特に次の点に留意されたいこと。

(1) 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。

したがつて、水源とする水の全部又は一部が井戸等からのものである場合は除か

れるものであること。

- (2) 規制の対象を確定するための水槽は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられるもののみをいい、したがって、通常受水槽といわれるものに限定されるものであること。
- (3) 有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留されるものであること。
- (4) 事業所等に設置されるもの及びもつばら消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）として設置されるものであつて、まったく飲用に供されることのないもの並びに船舶、航空機等に設置されるものは除かれるものであること。

3. 管理の基準

- (1) 簡易専用水道の設置者は、厚生省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないものとされたが、この管理の基準は、供給される水の安全衛生を確保するために通常必要と考えられるものであり、その内容は次のとおりであること（法第34条の2第1項、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第23条）。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
 - イ 水槽の亀裂等によつて有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。
その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
 - ウ 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときには、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知せしめること。
- (2) (1) の管理については、帳簿を備え記録し保存するよう指導されたいこと。
- (3) 簡易専用水道の設置者は、当該水道の管理を行う義務を有するものであり、設置者自らが管理を行わない場合には実際に管理を担当する者を明確にし、また、水槽の掃除、水質の検査等については専門的な知識、技能を有する者をしてこれを行わしめることとするよう指導されたいこと。
なお、この場合の水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者の活用を図ることとするよう指導されたいこと。
- (4) ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により管理されるものであること。
- (5) 消防用設備等と共用されている簡易専用水道の清掃に当たつて水槽内の水を抜く等により消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うよう指導されたいこと。

4. 検査機関

- (1) 簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、定期に、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者（以下「検査機関」という。）の検査を受けなければならないものとされたこと（法第34条の2第2項、規則第24条）。
この検査は、設置者自らがその管理の適否について専門的な知識を有する者の検査を受けることによつて当該水道により供給される水の衛生確保をより実効あらしめるためのものであつて、行政権限の行使に係るものではないこと。
- (2) 検査は、検査機関が行うものであるが、地方公共団体の機関とは、都道府県又

は市町村の機関であつて、水の衛生に関し専門的な技術と能力を有するものをいい、厚生大臣の指定する者とは、民法第34条の規定により設立された公益法人で厚生大臣がその申請に基づき指定するものであること。

- (3) 検査機関は、検査手数料を徴収して検査を行うことができるものであるが、その額は、検査に要する実費の額を考慮した適正なものでなければならないこと。

なお、地方公共団体の機関も検査手数料を徴収することが望ましいが、その場合には条例の制定を必要とするものであること。

- (4) 検査の方法その他必要な事項については、別途通知するところにより行うこととする。

5. 報告の徴収、立入検査、改善命令等

簡易専用水道に関する報告の徴収、立入検査、管理の方法の改善命令及び給水停止命令の都道府県知事の権限については、次のとおりであること。

- (1) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から管理について必要な報告を求め又はその職員に立入検査させることができることとされたこと（法第39条第2項）。

簡易専用水道の管理の実態については、検査機関と連絡を密にとり、簡易専用水道に係る行政の円滑な運用を図られたいこと。

- (2) 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が法第34条の2第1項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、設置者に対して期間を定めて、清掃その他必要な措置を命ずることができるとともに、設置者が命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を害すると認められるときは、給水を停止すべきことを命ずることができるものとされたこと（法第36条第3項、第37条）。

法第36条第3項の改善命令の内容は、清掃その他必要な措置とされているが、これには関係設備の補修等が含まれること。

法第37条の給水停止命令は、法第36条第3項の命令を行つた後、設置者が単にその命令に従わないというだけでなく、それによつて当該水道を利用する者の健康が害されるか又は害されるおそれが具体的に予見できる等著しく不適当な状態にある場合に行うものであること。

なお、当該簡易専用水道が消防用設備等と共用されている場合には、給水停止命令を発するに際し、その機能に配慮し、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡するものとする。

- (3) ビル管理法が適用される簡易専用水道についての報告の徴収、立入検査、改善命令等は、同法の規定により行うこととし、水道法による規制を重複させないようにすること。

なお、法第34条の2第2項の検査についての規定はビル管理法が適用される簡易専用水道についても適用があることに留意されたいこと。

6. 広報等

市町村、水道事業者等の協力により簡易専用水道の実態は握に努めるとともに、設置者に対し規制の内容等を周知徹底し、法の円滑な施行を図られたいこと。

7. その他

地方公共団体において法に規定する規模以下のものについて、その地域の実情と必要に応じて条例により規制し、又は要綱等により指導することは法の制定の趣旨からみて差し支えないものと解するものであること。

第2 権限の委任について 略

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則等の
一部を改正する省令の施行について

(昭和53年5月12日)

(環企第63号)

(各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省環境衛生局長通知)

今般、水道法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令が昭和53年4月25日厚生省令第23号をもって公布され、昭和53年6月23日から施行されることとなった。今回の改正は、建築物における衛生的環境の確保を一層推進するため、給水に関する衛生上必要な措置の内容を拡充することとしたほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「本法施行規則」という。)第6条第2号に規定する課程に保健学及び衛生学を加えたものであり、その運用に当たっては、次の事項に留意の上、貴管下関係行政機関及び関係者に対する指導に遺憾なきを期されたい。

なお、本通知においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)を「本法」と略称する。

1. 改正の内容

(1) 給水に関する衛生上必要な措置

給水に関し、特定建築物維持管理権原者が講じなければならない衛生上の必要な措置として、従来より定められていた遊離残留塩素に関する基準の外、次の事項が定められた。

(ア) 貯水槽の亀裂等によつて汚水、有害物等が混入しないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善措置を講ずること。

その他地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも、速やかに点検を行い、必要な措置を講ずること。

(イ) 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、異常があると認められるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。

(ウ) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときには、直ちに給水を停止するとともに、その旨を居住者、利用者等に周知させること。

(2) 本法施行規則第6条第2号に規定する課程に保健学及び衛生学を加えたこと。

2. 運用上留意すべき事項

水道法の一部を改正する法律(昭和52年法律第73号)、同法施行令の一部を改正する政令(昭和53年政令第123号)及び今回の本法施行規則の一部改正と同時に行われた水道法施行規則の一部改正によつて、新たに簡易専用水道が規制の対象とされることとなり、併せて、その適用除外の基準、設置者の管理基準等が定められた。

その内容は、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が20立方メートルを超えるものを簡易専用水道とし、その管理基準等を定めたものである。

これにより、本法の適用を受ける特定建築物たるビル等における簡易専用水道について水道法による規制と本法による規制とが重複することにならないよう、特定建築物については本法の規定によつて規制を行うこととし、報告徴収、改善命令等についても、本法に基づき本法担当部局(課)において行うこととされたい。

ただし、水道法第34条の2第2項の地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者が1年以内ごとに1回行う検査に関する規定は、特定建築物たるビル等の簡易専用水道についても適用があるので、検査の結果異常が発見されたときは、担当部局(課)間において、所要の連絡調整を行うこととされたい。

なお、特定建築物以外の建築物であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が20立方メートル以下のものについては、今回、水道法によつて簡易専用水道の規制が行われるようになったことにかんがみ、水道法担当部局（課）において所要の規制又は指導を行うこととなつたので、その旨了知されたい。

○水道法第34条の2第2項の検査の方法について

(昭和53年6月5日)

(環水第63号)

(各都道府県知事あて厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

水道法の一部を改正する法律(昭和52年法律第73号)のうち簡易専用水道に係る部分については、昭和53年6月23日から施行されることとなつたが、改正後の水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項の検査の方法については、下記により取り扱うこととしたので、これが円滑な運用に格段の御協力をお願いする。

記

1. 検査の依頼

検査は、簡易専用水道の設置者の依頼により、当該水道の設置場所において行うものであること。

2. 検査の項目

検査の項目は、施設の外観検査、給水せんにおける水質の検査及び書類検査を原則とすること。

3. 施設の外観検査

次に掲げる事項についての検査を実施すること。

ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査

イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

これらの検査は、簡易専用水道の維持管理の状態がその水質に一見明白な、障害を与えるおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、水槽の水を抜かずに判断できる範囲で検査を行うこと。

なお、これらの検査に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)の適用がある簡易専用水道については、同法に基づく当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を参考にされたいこと。

4. 給水せんにおける水質の検査

ア 臭気、味、色及び濁りに関する検査

イ 残留塩素の有無についての検査

アに掲げる検査は、水質基準に関する省令(昭和53年厚生省令第56号)による検査とは異なり、一見明白な水質の異常の有無についての検査であることに留意されたいこと。

イに掲げる検査は、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水等による汚染等により残留塩素が消費されることに着目した水質判断の指標の一つであり、不検出の場合には、他の検査の結果を勘案し原因を総合的に判断されたいこと。

なお、これらの検査に当たっては、ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法に基づく当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を参考にされたいこと。

5. 書類検査

簡易専用水道の設置者が以下に掲げる書類を整理し保存することは、その管理をより実効あらしめるために必要であると考えられるので、その旨指導し、必要に応じて

書類の整理及び保存の状況について検査すること。

- ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- ウ 水槽の清掃の記録
- エ その他の管理についての記録

なお、ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により備え付けを義務づけられている帳簿書類に該当するものがあれば、それを検査すること。

6. 検査に際しての留意事項

- (1) 設置者の依頼に基づき実施することを原則とするが、検査を効率的に行うためには、あらかじめ広報等により周知徹底の措置を講じることが望ましく、また、検査の日時、立会い者等についても相互の連絡を密にしておくことが望ましいこと。
- (2) 清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
- (3) 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示すること。

7. ビル管理法の適用がある簡易専用水道の検査について

ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、前号までの取扱いにかかわらず、当該簡易専用水道の設置者が地方公共団体の機関又は水道法第34条の2第2項に基づく厚生大臣の指定検査機関に管理の状況を示す書類を提出することにより、検査を受けることができるものとする。ただし、当該書類は、ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。

8. 検査後の措置

- (1) 検査終了後、設置者に検査済みを証する書類を交付すること。
- (2) 検査を行つた結果、衛生上問題があると認められた場合には、直ちに立入検査、改善命令等の行政権限を有する者にその旨通報するとともに、設置者に対しても速やかに対策を講じるよう助言すること。

9. その他

簡易専用水道の規制の実施に際しては、水道法担当部局とビル管理法担当部局間において、所要の連絡調整を行うこととされたいこと。

別記様式 略

○水道法第34条の2第2項の指定について

(昭和53年6月5日)

(環水第64号)

(各都道府県知事あて厚生省環境衛生局水道環境部長通達)

水道法の一部を改正する法律(昭和52年法律第73号)のうち簡易専用水道に係る部分については、昭和53年6月23日から施行されることとなつたが、改正後の水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項の規定については、左記により取り扱うこととしたので通知する。

記

第1 総則的事項

1. 改正後の水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第34条の2第2項の検査は、簡易専用水道の管理の適否について専門的な知識経験を有する公的機関の検査を受けることによつて当該水道により供給される水の衛生確保をより実効あらしめるためのものであること。
2. 検査機関とは、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者をいい、いずれか一方又はその双方により当該地域の検査対象のすべてを検査するに足る体制を整備するものとする。
3. 地方公共団体の機関は、当該地方公共団体の事務の実態等を考慮して可能な範囲において検査機関となるものとし、地方公共団体の機関が検査機関となることが困難であり、又は地方公共団体の機関のみでは検査需要のすべてに対応できない場合には、厚生大臣の指定する者をして検査を行わせるものとする。
4. 厚生大臣が指定を行う場合には、前記1及び2を勘案し、おおむね都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19にいう指定都市又は保健所法(昭和22年法律第101号)第1条に基づく政令市の地域ごとに、1.の検査機関を指定するものであること。
5. 厚生大臣の指定する者は、地方公共団体の機関の事務を代行するものであり、その公正については十分監督されたいこと。

第2 指定の手続

1. 指定は、申請者の申請により、厚生大臣が行うこと。
2. 申請者は別記様式(1)による申請書に次の書類を添え、申請者の事業予定地域を管轄する都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。都道府県知事は、申請内容及び指定の可否に関する意見書、申請者の事業予定地域内における他検査機関の有無及び当該地域内における検査対象箇所数を付して申請書を厚生大臣に進達すること。
 - (1) 定款又は寄附行為及び登録簿の写し
 - (2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - (3) 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 検査実施予定地域を管轄する関係地方公共団体の同意書(都道府県知事の場合)

は前記意見書をもつてこれに代える。)

(5) 次の事項を記載した書面

- ア 申請者の代表者及び役員の氏名及び職業
- イ 現に行っている事業の概要
- ウ 検査実施予定地域
- エ 検査に従事する職員の氏名、学歴及び実務の経験年数
- オ 検査の実施に用いる機械器具その他の設備
- カ 検査の実施要領
- キ 検査手数料及びその積算根拠
- ク 検査の実施に係る事業所、支所等の住所

3. 指定を行つた場合には、都道府県知事を経由して指定書を申請者に交付すること。

第3 指定の基準

指定を受ける者は、次の要件に適合していなければならないこと。

- (1) 検査を科学的かつ公正に行い得る公益法人であること。
- (2) 申請者が指定に係る業務を事業予定地域において行うことについて、当該地域を管轄する関係地方公共団体が同意していること。
- (3) 次の各号の一に該当する者が検査を担当すること。
 - ア 簡易専用水道の検査に係る厚生大臣の認定した講習を修了した者
 - イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条の建築物環境衛生管理技術者、法第19条の水道技術管理者等前号と同等以上の知識経験を有する者
- (4) 指定に係る業務を適切に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
- (5) 検査手数料が適正と認められる額であること。
- (6) 当該公益法人の事業として、指定に係る業務が含まれているか、又は含まれることが確実であること。

第4 指定の条件

指定を行う場合には、次の条件を付すものであること。

- (1) 毎事業年度経過後3月以内にその事業年度の事業報告書、収支決算書を作成し、また、検査実務に従事している職員及び経験年数並びに検査手数料についての報告書を別記様式（2）により作成し、これらを都道府県知事を経由して厚生大臣に提出しなければならないこと。
なお、この場合、都道府県知事は、当該報告についての意見を付して厚生大臣に進達すること。
- (2) 厚生大臣又は都道府県知事から事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならないこと。
- (3) 指定を受けた地域以外の地域では、検査を行つてはならないこと。ただし、都道府県知事の要請のあつた場合、臨時にこれを行うことは差し支えないこと。
- (4) 法人の名称を変更した場合には、変更後30日以内に別記様式（3）による変更届を都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。
- (5) 検査手数料を変更しようとする場合には、別記様式（4）による変更申請書を都道府県知事を経由して厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
なお、この場合、都道府県知事は、当該申請についての意見を付して厚生大臣に進達すること。
- (6) 検査実施地域を変更しようとする場合には、前記第2指定の手續に準じ、新たに指定の申請を行うこと。
- (7) 指定に係る業務を廃止しようとする場合には、別記様式（5）による廃止申請

書を都道府県知事を経由して厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

なお、この場合、都道府県知事は、当該申請についての意見を付して厚生大臣に進達すること。

第5 その他

厚生大臣は、指定検査機関が指定の条件に違背したとき又は指定に係る業務が適正に実施されていないと認めるときは、指定を取り消す場合があること。

なお、この場合には、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものであること。

○簡易専用水道の規制について

(昭和53年6月23日)

(環水第68号)

(各都道府県簡易専用水道担当部(局)長あて
厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)

簡易専用水道の規制に関する水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の規定については、昭和53年6月23日から施行されることとなり、法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の管理についての検査については、別途厚生省環水第63号環境衛生局水道環境部長通知により指示されたところであるが、標準的な検査のフロー、標準的な検査事項及び判定基準等並びに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)の適用がある簡易専用水道の設置者によって提出される書類の標準的な様式については、それぞれ、別表第1、第2及び第3のとおりであるので参考にされたい。

なお、法に規定する規模以下のものについては、別途厚生省環水第四九号環境衛生局水道環境部長通知より指示されたところであるが、このような設備についても衛生的管理に関する正しい知識の普及、相談指導等が望まれるところであるので、この点について重ねて指導方につきよろしく御配慮をお願いする。

別表第1 略 検査フロー

施設の外観検査

別表第2 略 検査事項及び判定基準

番号 検査事項 判定基準等 管理状況

施設の外観検査(受水槽)

1. 水槽の周囲の状態 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと。
2. 受水槽本体の状態 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。亀裂、漏水箇所がないこと。雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。
3. 受水槽上部の状態 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4. 受水槽内部の状態 汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また、掃除が定期的に行われていることが明らかであること。外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。受水口と揚水口が近接していないこと。水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5. マンホールの状態 ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。

6. オーバーフロー管の状態 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。管端部の防虫網が確認でき正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。

7. 通気管の状態 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。管端部の防虫網が確認でき正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。通気管として十分な有効断面積を有するものであること。

8. 水抜管の状態 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。

(高置水槽) (その他)

- 9. 高置水槽本体の状態 2. と同じ。
- 10. 高置水槽上部の状態 3. と同じ。
- 11. 高置水槽内部の状態 4. と同じ。
- 12. マンホールの状態 5. と同じ。
- 13. オーバーフロー管の状態 6. と同じ。
- 14. 通気管の状態 7. と同じ。
- 15. 水抜管の状態 8. と同じ。
- 16. 給水管等の状態 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。

水質検査

- 17. 臭気 給水せんにおける水に異常な臭気が認められないこと。
- 18. 味 給水せんにおける水に異常な味が認められないこと。
- 19. 色 給水せんにおける水に異常な色が認められないこと。
- 20. 濁り 給水せんにおける水に異常な濁りが認められないこと。
- 21. 残留塩素 検出されること。

書類検査

- 22. 書類の整備保存の状況 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図、水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の整理保存がなされていること。

備考

4について

水槽の沈積物は、水質等により異なるが、多い場合には、おおむね年間2ないし3センチメートル以内の厚さであること。

16について

17から20の検査に異常が認められ、又は残留塩素が不検出の場合であって原因が不明のとき必要に応じて行うこと。

17及び18について

水質基準に関する省令(昭和53年厚生省令第56号)の検査方法によること。異常を認めた場合には、必要に応じて別表第1検査フローに掲げる場所についても検査すること。

19及び20について

無色透明のガラス製容器(約200ミリリットル入り)に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒又は白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。異常を認めた場合には、必要に応じて別紙第1検査フローに掲げる場所についても検査すること。

21について

不検出の場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて別表第1検査フローに掲げる場所についても検査すること。

不検出の原因が不明の場合には、アンモニア性窒素の有無について検査することが望ましいこと。

2.2について

整理保存について指導すること。簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面及び受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図については永久保存、その他の帳簿書類は3年間保存すること。その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録、給水せんにおける水に異常を認めたとき行う水質検査の記録、簡易専用水道の管理についての検査の記録等をいうこと。

別表第3 略 ビル管理法の適用がある簡易専用水道の設置者によつて提出される書類の様式

○水道法施行令の一部改正について

(昭和60年12月18日)

(衛水第191号)

(各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

水道法施行令(昭和32年政令第236号。以下「施行令」という。)の一部を改正する政令は、昭和60年11月6日政令第293号をもつて公布され、昭和61年11月1日から施行されることとなった。

今回の施行令の一部改正は、ビル、マンション等に設置される受水槽その他の給水のための施設であつて簡易専用水道の対象とならない小規模なものに管理の不適切なものが多いことにかんがみ、簡易専用水道の範囲を拡大してこれら小規模な施設の管理の適正を期することを目的としているものであるので、左記事項に留意の上、これが施行に万全を期せられたく、通知する。

記

1. 簡易専用水道の範囲の拡大

施行令の一部改正により、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとされ、簡易専用水道の範囲が拡大されたこと。

2. 検査体制の整備

施行令の一部改正に伴う規制対象施設数の増加に対応し、法第34条の2第2項に規定する検査を行うための体制を整備すること。この場合、厚生大臣の指定する検査機関の積極的活用について配慮されたいこと。

3. その他

簡易専用水道は、設置者による自主的管理及び管理状況についての指定検査機関等による検査により管理の適正を期するものであることにかんがみ、指定検査機関の協力も得ながら、設置者に対し、制度の周知徹底に努められたいこと。

また、検査機関、市町村及び水道事業者との連携をとりつつ、法の円滑な施行を図られたいこと。

○水道法施行令の一部改正について

(昭和60年12月18日)

(衛水第192号)

(各簡易専用水道指定検査機関あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

水道法施行令の一部改正が昭和60年11月6日政令第293号をもつて公布され、簡易専用水道の範囲が昭和61年11月1日から拡大されることとなり、別添(写)のとおり昭和60年12月18日付衛水第191号により都道府県知事あてに通知したので、了知されたい。

また、同通知の趣旨を踏まえ、検査体制の整備及び設置者に対する制度の周知徹底に関して都道府県の水道行政部局と連携をとり、水道法の円滑な施行への協力につき配慮されたい。

○簡易専用水道に係る都道府県知事の権限の
保健所設置市の市長への委譲について

(昭和61年12月27日)

(衛水第244号)

(各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

水道法の一部改正を含む「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」は、昭和61年12月26日法律第109号をもって公布され、水道法の一部改正に係る部分（別添資料参照）は、昭和62年4月1日から施行されることとなった。

今回の水道法の一部改正は、簡易専用水道に係る措置命令、給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査の権限を、都道府県知事から保健所設置市の市長に委譲し、地域の実情に応じた行政対応を期することを目的としているものであるもので、左記事項に留意の上、施行に万全を期されたく通知する。

記

1. 権限委譲の内容

都道府県知事からの保健所設置市の市長に委譲する簡易専用水道に係る権限は次のとおりである。

- ① 水道法第36条第3項に基づく措置命令
- ② 水道法第37条に基づく給水停止命令
- ③ 水道法第39条第2項に基づく報告の徴収及び立入検査

2. 権限委譲に当たっての留意点

今回の水道法の一部改正は、昭和62年4月1日から施行されるので、施行日まで保健所設置市において万全の事務執行体制が整備されるよう、当該市と十分調整を図られたい。

3. その他

今回の水道法の一部改正と併せて、地方自治法別表第3及び別表第4が次のとおり改正された。

- (1) 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならない事務として、別表第3第1号の(27)に簡易専用水道に係る事務を追加したこと。
- (2) 保健所設置市の市長が管理し、及び執行しなければならない事務として簡易専用水道に係る事務を別表第4第1号の(15の2)として追加したこと。

別添資料 略

○飲用井戸等衛生対策要領の実施について

(昭和62年1月29日)

(衛水第12号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省生活衛生局長通知)

水道行政については、かねてより特段のご配慮を願っているところであるが、近年、多種類にわたる有害物質等による地下水汚染の拡大や小規模受水槽を持つ施設の不適切な管理等がみられ、飲用水の衛生確保に支障をきたすことが危惧されることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道を対象とし、その衛生対策の充実を図ることを目的に、今般、標記要領の策定を行った。

ついては、左記の事項に十分留意し、この要領の円滑な実施につき格段の配慮を煩わせたく通知する。

記

1 実施体制の整備

この要領に基づく飲用に供する井戸等及び水道法等の規制の対象とならない水道の総合的な衛生確保対策の実施に当たっては、事前に関係部局と十分調整し、体制の整備に努められたいこと。

なお、この要領に基づく対策を全面的に実施することが困難な場合には、当面、(1) 飲用井戸については、地下水の汚染状況の把握に努め、その汚染地域に対し重点的に対策を実施し、(2) 小規模受水槽水道については、水道法に基づく簡易専用水道への規制及び条例、要綱等に基づく規制・指導の実施状況を勘案し、受水槽規模に応じて段階的に対策を実施する等の措置を講じられたいこと。

2 施設設置者等に対する協力要請

この要領に基づく対策が円滑に行われるよう対象施設の設置者等及び都道府県にあつては管下市町村に対し周知を図るとともに、その理解と協力を求められたいこと。

3 都道府県条例等と要領との整合

都道府県、市町村又は特別区において、既に条例、要綱等の定めるところに従つて飲用井戸等の衛生確保対策が十分に行われている場合には、この要領にかかわらず、その条例、要綱等に従つて指導することは差し支えないこと。

4 実施時期

この要領は、昭和62年4月1日から実施されたいこと。

1 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

この要領に基づく対策は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)が管下市町村の協力を得て実施するものとする。ただし、都道府県において管下市町村と協議し、調整された場合にあっては、当該市町村において都道府県と連携を図りつつ実施して差し支えない。なお、担当部局を明確にする必要があり、本対策の趣旨にかんがみ、衛生担当部局が担当することが適当である。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、水道法(対象：水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(対象：特定建築物)等の適用を受けないもの(以下「飲用井戸等」という。)とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する。井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- (3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設(以下「小規模受水槽水道」という。)

4 衛生確保対策

(1) 実態の把握等

- ① 都道府県等は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況に係る部局と連携し、把握するよう努めるものとする。
- ② 都道府県等は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、使用者に対する啓蒙のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 都道府県等は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

(2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

都道府県等は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。

① 飲用井戸等の管理

- ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模受水槽水道にあっては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

② 飲用井戸等の検査

ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を受けること。

Ⅰ 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の検査とは、水質基準に関する省令(昭和53年厚生省令第56号)の表の中欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち第1号、第4号、第5号及び第6号に関する検査並びに昭和59年2月18日水道環境部長通知(環水第15号)に基づくトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1、1、1-トリクロロエタン(以下「トリクロロエチレン等」という。)に関する水質検査をいう。

Ⅱ 小規模受水槽水道における定期の検査とは、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。

Ⅲ 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なもの又はトリクロロエチレン等についての水質検査をいう。

イ 定期の検査は、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては1年以内ごとに1回行うものとするが、一般飲用井戸にあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者に対して行うものとする。

エ 設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者に対して行うものとする。

③ 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準及びトリクロロエチレン等の暫定基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記(2)一③一ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場におけるトリクロロエチレン等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

○飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について

(昭和62年1月29日)

(衛水第13号)

(各都道府県水道行政担当部(局)長・各政令市水道行政担当部(局)長・各特別区水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

近年、多種類にわたる有害物質等による地下水汚染の拡大や小規模受水槽を持つ施設の不適切な管理等がみられ、飲用水の衛生確保に支障をきたすことが危惧されることにかんがみ、昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知により、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生確保対策が指示されたところであるが、なお、左記事項に留意の上、その実施及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1 実施主体

飲用井戸等衛生対策要領(以下「要領」という。)に基づく対策は、原則として、水道法に基づく簡易専用水道に係る権限と同様、都道府県、保健所を設置する市又は特別区が管下市町村の協力を得て実施するものとしたこと。ただし、都道府県にあつては、管下市町村において既に条例等に基づき対策が行われている場合、対策を実施するための体制が十分整備される場合等、市町村において対策を実施する方がより適切であると判断される場合にあつては、当該市町村と協議し、合意の上で、市町村において都道府県と連携を図りつつ実施しても差し支えないこと。

2 対象施設

- (1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸には、地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設を含み、要領に基づく対策にはなじまない天水を利用する施設は含まないものであること。
- (2) 業務用飲用井戸のうち、旅館及び公衆浴場に設置されている施設については、別途指示がなされる予定であるので、要領の対象としないこと。

3 衛生確保対策

- (1) 都道府県等は、早急に体制を整備し、要領に基づく対策を実施する必要があるが、貴管下の地下水汚染の状況、小規模受水槽水道に対する規制、指導の実施状況等を勘案し、優先順位の高いものから段階的に実施しても差し支えないこと。
- (2) 飲用井戸等の管理については、設置者等に対し、みだりに人畜が当該施設及びその周辺に立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じ、当該施設にかぎをかけ、さくを設ける等適切な措置を講ずるよう指導すること。
また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の給水開始前の水質検査については、水質基準の定められている全項目及びトリクロロエチレン等について検査を受けることとし、消毒を行っている場合にあつては、消毒の効果についても行うよう指導すること。
- (3) 汚染が判明した場合、設置者等は、直ちに都道府県等の保健所又は市町村へ連絡し、指示を受けることとしているが、トリクロロエチレン等に係る水質検査の結果、暫定水質基準以下であつても検出された場合には、連絡をとるよう設置者等を指導されたいこと。
- (4) 汚染された飲用井戸等に対する措置に関して、トリクロロエチレン等の使用及び処分については、関係行政機関によりその適正化の指導等がなされているところであり、これらに基づき適切な措置が講じられるよう担当部局との調整に努められたいこと。

なお、昭和62年度から、新たにトリクロロエチレン等により家庭用井戸が汚染された水道未普及地域において、早急に水道施設を整備し、安全な飲料水

を確保する必要性から、簡易水道の補助制度に特例措置を設けることとしているので、今後本制度も活用の上、管下の水道の布設、普及に努められたいこと。

4 その他

要領に基づく対策の担当部(局)及び課名を、昭和62年3月31日までに本職あて報告されたいこと。

○水道法施行令の一部改正について

(平成2年12月27日)

(衛水第296号)

(厚生省生活衛生局水道環境部長から各都道府県知事あて通知)

水道法施行令(昭和32年政令第336号、以下「施行令」という。)の一部改正を含む「食品衛生法施行令の一部を改正する政令」は、平成2年12月27日政令第369号をもって公布され、平成3年4月1日から施行されることとなった。

今回の施行令の一部改正は、平成元年12月20日付け臨時行政改革推進審議会答申「国と地方の関係等に関する答申」を受けて行われたものであり、改正事項は左記のとおりであるので、これが適正な施行を図られたい。

なお、昭和53年4月26日付け環水第49号水道環境部長通知「水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制等について」の記第2(3)は削除する。

記

施行令の一部改正により、給水人口が5万人を超える水道事業又は一日最大給水量が2万5000立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更にあつては工事費の総額が1億円以下であるものに係る水道法第10条第1項又は第30条第1項の規定による厚生大臣の権限は都道府県知事に委任するものとされたこと。(施行令第7条第3項)

○簡易専用水道の管理についての検査について

(平成5年6月22日衛水第158号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長から
各都道府県水道行政部(局)長あて通知)

水道行政の推進については、日頃より格段のご配慮をいただいているところである。
さて、平成4年8月に総務庁から厚生省に対し、規制行政に関する調査結果に基づく勧告がなされ、水道については簡易専用水道の管理についての検査について改善する必要が認められるとされたところである。

ついては、左記事項に留意の上、簡易専用水道の管理についての検査が適切に行われるよう、必要な措置を講じられたい。

記

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物である建築物とそれ以外の建築物が一つの受水槽を共有している場合、昭和53年6月5日環水第63号厚生省水道環境部長通知「水道法第34条の2第2項の検査の方法等について」(以下「部長通知」という。)記7により、同法の規制の及ぶ簡易専用水道についての水道法第34条の2第2項に基づく検査は、当該受水槽についてのものを含め、書面により行うことで足りるところであるので、該当する簡易専用水道がある場合には、この旨、改めて周知徹底を図ること。
- 2 簡易専用水道の検査後の行政権限を有する者への通報については、部長通知記8の(2)により指示しているところである。この運用にあたっての具体的な判断は、厚生省が各地方公共団体に依頼して毎年度実施している「簡易専用水道、飲用井戸等に係る衛生管理状況調査」(直近の調査は、平成4年10月5日衛水第202号により実施。)の記入要領において既に示してきたように、次のとおりであるので、この旨、貴管下簡易専用水道検査機関に対し周知徹底を図ること。
部長通知記8の(2)の通報は、検査の結果、検査対象について次の(1)から(5)までのいずれかの状況が確認される等、衛生上問題があり速やかに改善する必要があると判断された場合に行うものとする。
 - (1) 汚水槽その他排水設備から受水槽・高置水槽に汚水・排水が流入している、あるいはそのおそれがある。
 - (2) 受水槽・高置水槽内に動物等の死骸がある。
 - (3) 給水栓水から残留塩素が全く検出されない、又は、異常な臭気、味、色若しくは濁りがある。
 - (4) 受水槽の上部が清潔に保たれていないため、又は、マンホールの立ち上がりที่ไม่十分であるため汚水が受水槽に流入するおそれがある。
 - (5) マンホール、通気管等が著しく破損しているため、汚水又は雨水が受水槽に流入するおそれがある。
- 3 簡易専用水道の検査について、地方公共団体の機関と厚生大臣指定検査機関との間の業務分担を受水槽の有効容量により行うことは本来予定されていないので、この旨、貴管下簡易専用水道検査機関に対し周知徹底を図ること。
- 4 簡易専用水道の検査方法その他必要な事項については、従来通知等により周知徹底をお願いしているところであるが、受水槽を経由する水道水の事故防止の重要性に鑑み、各地方公共団体の広報、各検査機関の配布するパンフレット等により、設置者に対し、より一層の周知徹底を図ること。

○飲用井戸及び受水槽の衛生確保について

(平成8年7月18日)

(衛企第81号・衛水第229号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生行政主管部(局)長あて厚生省生活衛生局企画課長・厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

飲用井戸及び受水槽の衛生確保については、平素より種々ご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近、病原性大腸菌等による感染症が多発しておりますが、飲用井戸及び受水槽により供給される飲用水についても、それらの感染症の原因となる微生物の感染媒体となるおそれがあることから、管理の徹底を図ることが必要であります。

つきましては、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)によるほか、左記により飲用井戸及び受水槽の衛生確保に万全を期されるようお願いいたします。

なお、水道事業者における対策等については、別添1により水道行政主管部(局)長あて通知していることを申し添えます。

記

I 飲用井戸対策 略

II 受水槽対策

1 受水槽(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物に設置されている貯水槽のうち簡易専用水道に該当しないものを除く。以下同じ。)の設置者又は管理者に対し、受水槽の水の残留塩素の有無について検査するよう周知すること。その際、検査が可能な保健所、衛生研究所、水道法第34条の2に規定する厚生大臣の指定検査機関その他の検査実施機関の連絡先及び料金を情報として提供すること。なお、検査の実施について、別添2により全国給水衛生検査協会へ周知方依頼していること。

2 検査実施機関に対し、検査を行った場合にはその依頼者に結果を連絡するとともに、貴職あて結果を報告するよう指示又は依頼すること。

3 残留塩素が検出されない場合には、当該受水槽の設置者又は管理者に対し、以下の措置を早急に講ずるよう指導すること。

(1) 当該受水槽の清掃を行う。

(2) 受水槽に亀裂等がある場合には、直ちにその補修等を行い、補修等が不可能な場合又は亀裂等が大きな場合には、受水槽の改造、建て替え等を行う。

4 貴職におかれては、当分の間、受水槽のリストを作成し、残留塩素に係る検査の実施状況、検査結果、講じられた措置の内容をとりまとめておくとともに、別紙の集計表を月ごとに作成し、当職あて報告願いたいこと。

III 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物における給水の管理

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物における給水の管理については、同法施行規則第4条各号に掲げる給水に関する衛生上必要な措置等に基づく管理を徹底するよう、特定建築物維持管理権限者に指導されたいこと。

2 貯水槽の掃除等に関しては、特に衛生上の配慮が必要と思料されるので、社団法人全国ビルメンテナンス協会等関係団体に別添3のとおり通知を発出していることを申し添えるとともに、関係者への周知方あわせて願いたいこと。

別紙

飲用井戸及び受水槽の水質検査等の状況

(平成 年 月 日～ 月 日)

都道府県 _____ 担当課 _____ 記入者氏名 _____

対 象	飲 用 井 戸	受 水 槽
設 置 数	(年 月現在)	簡 易 専 用 水 道 ; 上 記 以 外 の 受 水 槽 ; 合 計 ; (年 月現在)
検 査 項 目	大 腸 菌 群	残 留 塩 素 の 有 無
水質検査実施 施設数	行政検査 ; 依頼検査 ; 合 計 ;	簡 易 専 用 水 道 ; 上 記 以 外 の 受 水 槽 ; 合 計 ;
水質に異常の あった施設数	給水区域内 ; 給水区域外 ; 合 計 ;	簡 易 専 用 水 道 ; 上 記 以 外 の 受 水 槽 ; 合 計 ;
対策の内容と 実施した施設 数	<給水区域内> 水 道 加 入 ; 煮沸して飲用 ; そ の 他 ; 合 計 ; <給水区域外> 水 道 加 入 ; 煮沸して飲用 ; そ の 他 ; 合 計 ;	清掃の実施 ; 水槽の補修 ; 建 替 え ; そ の 他 ; 合 計 ;

別添 略

別添 1

○水道における衛生上の措置の徹底等について

(平成8年7月18日 衛水第230号)

(各都道府県水道行政主管部(局)長あて
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近、病原性大腸菌等による感染症が多発しておりますが、これらの感染症の原因となる微生物が水を感染媒体とするおそれがあることから、水道についてもその管理の徹底を図ることが重要であります。また、飲用井戸等に係る対策を推進する上では、水道の普及を進めることも重要であります。

つきましては、左記により水道における衛生上の措置の徹底等に万全を期されるようお願いいたします。

記

1 略

2 飲用井戸及び受水槽の衛生確保について、別添のとおり衛生行政主管部(局)長あて通知しているところであるが、当該対策を円滑に実施するため、次の事項について水道事業者の協力を得られるよう、貴管下水道事業者に対し同通知の内容について周知されたい。

(1) 飲用井戸に係る大腸菌群の検査。

(2) 大腸菌群が検出された飲用井戸の利用者に対する水道水の供給。

別添 略

別添 2

○飲用井戸及び受水槽に係る水質検査等の実施について

(平成8年7月18日 衛水第231号)

(全国給水衛生検査協会会長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

飲用井戸及び簡易専用水道の検査については、平素より種々ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近、病原性大腸菌等による感染症が多発しておりますが、飲用井戸及び受水槽により供給される飲用水についても、それらの感染症の原因となる微生物の感染媒体となるおそれがあることから、管理の徹底を図ることが必要であり、標記について、別添のとおり各都道府県、政令市及び特別区衛生行政主管部(局)長あて通知しました。

つきましては、本通知の趣旨をご理解のうえ、貴協会会員の検査機関における飲用井戸及び受水槽に係る水質検査等の実施につき、遺漏なきよう周知をお願いいたします。

別添 略

別添 3

○特定建築物等における飲料水貯水槽清掃等の留意事項について

(平成8年7月18日 衛企第82号)

(社団法人全国ビルメンテナンス協会会長・社団法人全国建築物飲料水管理協会会長・
全国管工事業協同組合連合会会長あて厚生省生活衛生局企画課長通知)

特定建築物等における飲料水貯水槽の維持管理等については、平素から御尽力いただいているところであるが、今般、病原性大腸菌等による食中毒事故が多発しており、飲料水貯水槽を介した二次感染を防止する観点からも、その適正な維持管理が従前に増して必要となっているところである。

このような状況に鑑み、貯水槽の掃除、点検等に当たっては昭和57年11月16日厚生省告示第194号「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」、昭和58年3月18日付け環企第27号厚生省環境衛生局長通知の別添「技術上の基準(告示)に規定する別に定める基準」及び昭和58年3月18日付け環企第28号厚生省環境衛生局長通知の別添「建築物環境衛生維持管理要領」(以下「要領」という。)に規定する事項等の遵守を徹底されるよう、貴会会員への御周知方お願いします。

特に要領の「第2 給水の管理」の「1 貯水槽の掃除」(1)イのとおり、作業者の健康状態には十分留意されるようお願いする。

また、厚生省において作成した一般国民向けの病原性大腸菌O-157に関する参考資料も別添として添付するので、貴会会員への配布等も併せてお願いする。

別添 略

○飲料水健康危機管理実施要領について

(平成9年4月10日)

(衛水第162号)

(各都道府県・政令市・特別区衛生行政主管部(局)長あて
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

日頃から、水道水をはじめとする飲料水の衛生の確保につきましては種々ご配慮賜りまして有り難うございます。

さて、当省におきましては、平成9年1月に、厚生行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生省健康危機管理基本指針」を策定いたしました。今般、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生省が遵守すべき「飲料水健康危機管理実施要領」(以下、「厚生省実施要領」という。)を定め公表しましたので、お送りします。飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、厚生省実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、左記により、直ちに当職宛ご連絡いただくようお願いします。

なお、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等について、例えば小規模な受水槽水道において、可能な限り「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき、建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者など専門的な知識、技能を有する者による清掃等の管理を指導するなど、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

記

1. 厚生省に直ちに連絡いただきたい情報

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合の、当該事象の状況

- ① 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ② 水道施設又は簡易専用水道における事故
- ③ 飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ④ 水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常

2. 厚生省に対して継続して情報提供願いたい情報

- ① 前記1. の情報に係る異常等の事象についての状況の時系列的变化
- ② 前記1. の情報に係る異常等に対して講じられた措置及び当該異常等の解消状況
- ③ 国民の健康被害等の発生状況

3. 情報提供様式

前記1. 又は2. の情報については、別紙様式により、当課水道水質管理室基準係宛てFAXにより送付し、併せて電話連絡願いたいこと。

別紙様式 略

4. （参考）改正水道法～貯水槽水道を中心に～

1) はじめに

平成13年3月21日、「水道法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。前年12月の生活環境審議会（当時）の答申を受け、関係者及び政府部内の調整を経て、政府提案の法案として国会に提案されたものである。その後、国会における審議を経て、同年6月26日、国会議決、同年7月4日、法律として正式に公布された。施行令が12月19日に公布、施行規則を3月27日に定め、改正水道法が平成14年4月1日から施行された。その中で、貯水槽水道の管理の充実のため、水道事業者の関与が求められた。

2) 水道法改正に至る経過

（1）水道基本問題検討会

今回の水道法改正に関する検討は、約3年前の「水道基本問題検討会」に遡る。この検討会は、今後の水道にとっての基本的な問題について自由に議論し、水道の目指すべき将来的な方向性について論点を整理するため、厚生省（当時）が、水道関係の有識者に呼びかけて、平成10年6月に設置されたものである。

同検討会では、京都大学の住友恒教授を座長に活発な検討を進め、検討の途中段階で一般から論点についての意見を公募することも試み、約1年間、10回に及ぶ検討のうえ、平成11年6月、「21世紀における水道及び水道行政のあり方」と題する報告をとりまとめた。

この報告においては、「需要者の視点」、「自己責任原則」、「健全な水循環」という3つの基本的視点が提示され、「国民の立場に立った多様な水道の実現」を基調とする今後の水道のあり方と、これに対応する行政施策の方向が幅広く提言された。

検討会報告で提言された内容には、様々なレベルのものが含まれており、厚生省では、実行できるものから逐次行政に反映させるとともに、水道法の改正を含めた制度的な検討が必要な提言については、生活環境審議会において具体的な検討を行うこととした。

（2）生活環境審議会における検討

生活環境審議会（会長：藤田賢二東京大学名誉教授）における検討は、水道部会においで行うこととなり、平成11年11月に開始された。水道部会では、検討会報告の提言を踏まえて、水道法上の未規制水道・簡易専用水道に関する課題や、水道事業の運営に関する課題を中心に、5回の審議を行い、平成12年7月に「水道に関して当面講ずるべき施策について」の中間的なとりまとめを行った。

これを受けて、厚生省では、法制的な詰めを行うとともに、関係者との調整を進

め、生活環境審議会に諮問すべき内容を、水道法改正の具体的な内容として整理した。そして、その内容について、平成12年12月1日、厚生大臣から生活環境審議会に諮問し、審議会の意見を求めた。

生活環境審議会では、この諮問を水道部会に付議することとし、12月4日にこれを審議するための水道部会が開催された。水道部会では、活発な審議が行われ、今後の制度化に向けての様々な意見が出されたが、諮問内容については、全会一致でこれを了承し、答申とすることが決定された。これを受けて、同日、生活環境審議会の答申が、厚生大臣あてになされた。

(3) 国会における審議

本件については、省庁再編に伴い、平成13年1月6日、厚生省水道環境部水道整備課から、厚生労働省健康局水道課に引き継がれた。

答申の内容については、関係者及び政府部内の調整を経て、同年3月21日、政府提案の「水道法の一部を改正する法律案」として閣議決定され、第151回通常国会に提出された。

国会の審議は、参議院先議で行うこととなり、まず、参議院の厚生労働委員会に付託され、5月24日の委員会で提案理由説明を行った上で、5月29日に審議が行われた。委員会では、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び健康局長の出席のもと、2時間20分の質疑が行われ、全会一致で可決した。その後、翌日の参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。

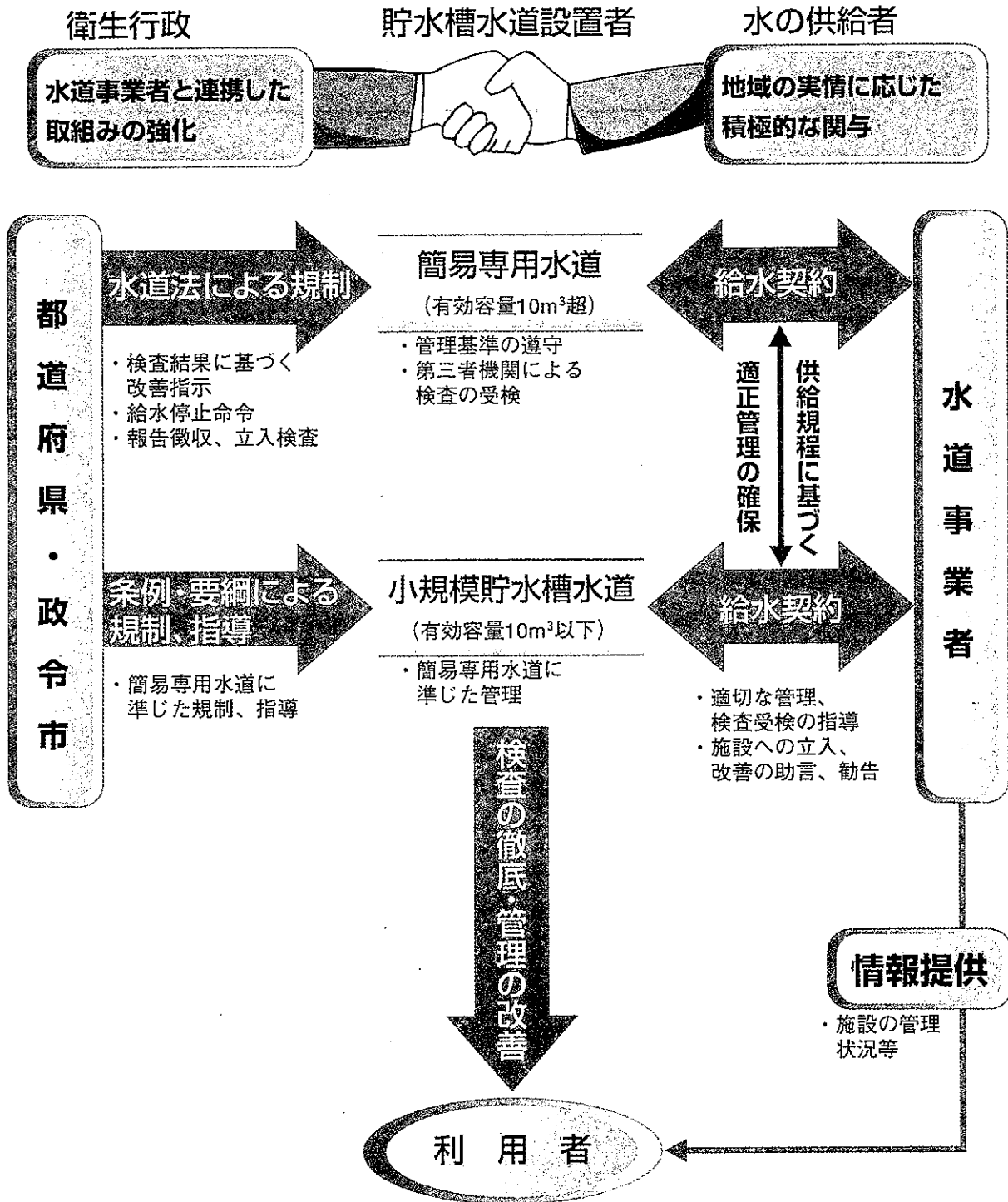
衆議院においても同様に、厚生労働委員会に付託され、6月22日の委員会で提案理由説明を行った上で、6月24日に衆議院本会議で審議が行われた。委員会では、参議院と同様に大臣、副大臣及び局長の出席のもと、2時間の質疑が行われ、同じく全会一致で可決した。その後、6月26日の衆議院本会議で可決され、7月4日に法律として正式に公布（平成13年法律第100号）された。

両院の厚生労働委員会では、改正法の内容に関する質問に加えて、流域の水循環の問題、水の安全性、おいしい水への取組、鉛管対策、施設更新問題、施設整備の長期目標、水道料金問題等幅広い課題について質疑が行われ、これらを踏まえて、両院で附帯決議（表－1を参照）が付された。政府としては、これらの決議を尊重し、施行令の一部を改正する政令が12月19日に公布（平成13年政令第413号）され、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第42号）が3月27日に定められた。

水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（表－１）

平成１３年５月２９日 参議院厚生労働委員会	平成１３年６月２２日 衆議院厚生労働委員会
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一 流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図ること。 二 環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需要計画とすること。 三 水道施設の老朽化や震災等への対策を充実する観点から、水道施設の更新が適切に行われるよう、技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。 四 近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。 五 貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図るとともに、水道事業者、及び利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。	政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一 流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する総合的・一体的な施策を進めること。また、「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」および「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」を積極的に運用し、水道水源の水質保全に努めること。 二 環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需要計画とすること。 三 水道施設の老朽化や震災等への対策を充実する観点から、水道施設の技術水準の向上および適切な更新が行われるよう、必要な支援や的確な助言に努めること。 四 近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。 五 貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政め強化・充実をはかるとともに、水道事業者および利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。 六 水道事業の健全な発展には地域住民の意見の反映が重要であり、このため、水道事業に係る情報提供が積極的・効果的に行われるよう適切な措置を講ずること。

貯水槽水道の管理の充実



※供給規程とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、水道料金その他の供給条件を定めるものである。地方公共団体である水道事業者の場合、給水条例、水道条例等がこれにあたる。

小規模（有効容量10m³以下）貯水槽水道に係る条例要綱等制定状況（平成12年3月現在）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S61.8.21	5m³超
岩手県			
宮城県	条例	S50.7.1	5m³超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m³超
	要領	H1.10.1	5m³以下
茨城県	条例	S56.4.1	5m³超
栃木県	要領	H1.6.15	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	要綱	S59.4.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設
新潟県	要綱	S53.7.5	全施設
富山県			
石川県	通知	S62.4.	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県			
長野県	要綱	S61.11.1	全施設
岐阜県			
静岡県			
愛知県	要領	S62.3.31	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県			
滋賀県	要領	H1.2.21	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	通知	H8.6.10	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H.3.8.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	S60.4.22	5m³超
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	5m³超
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	要領	S59.7.1	5m³超
熊本県	要領	S62.4.1	全施設
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S61.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H2.7.1	全施設
沖縄県			

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市			
旭川市			
仙台市	条例	S50.7.1	5m³超
	要綱	H12.4.1	5m³以下
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m³超
いわき市	条例	H11.4.1	5m³超
宇都宮市			
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
横浜市	条例	H4.4.1	全施設
川崎市	条例	H7.10.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
相模原市	(県条例)	H7.4.1	全施設
新潟市	要綱	S54.7.1	全施設
富山市			
金沢市			
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	規程	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H5.4.1	全施設
浜松市	要領	S63.11.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	5m³超
豊橋市			
豊田市	要領	H10.12.21	全施設
	要領	H11.1.8	全施設
京都市	要領	H2.11.9	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
東大阪市	要領	H6.4.1	全施設
神戸市	要綱	H11.1.11	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市			
姫路市	要綱	H4.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	5m³超
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	方針	H10.4.1	全施設
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	通知	S62.4	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市			
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	(県要領)	S59.7.1	5m³超
佐世保市	(県要領)	S59.7.1	5m³超
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H9.10.17	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	全施設
鹿児島市			

水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣指定検査機関

(平成13年7月3日現在)

都道府県	検査機関名	都道府県	検査機関名
北海道	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	神奈川県	(財)日本環境衛生センター
青森県	(株)環境科学研究所		(財)神奈川県予防医学協会
岩手県	(社)青森県薬剤師会		(社)神奈川県薬剤師会
	環境保全(株)		(財)北里環境科学センター
	(社)岩手県薬剤師会		日本環境(株)
	(株)大東環境科学	新潟県	(財)新潟県環境衛生研究所
	(株)ニッテツ・ファイン・プロダクツ		(財)新潟県保健衛生センター
宮城県	(財)宮城県公衆衛生協会		(社)新潟県環境衛生中央研究所
	(財)宮城県公害衛生検査センター		(財)上越環境科学センター
秋田県	(財)秋田県分析化学センター		(財)二市北蒲原郡総合健康開発センター
	(財)秋田県総合保健事業団		(財)新潟県環境分析センター
山形県	(財)山形県理化学分析センター		(社)県央研究所
	(株)丹野	富山県	(社)富山県薬剤師会
	東北環境開発(株)	石川県	(財)石川県予防医学協会
福島県	常磐開発(株)		(財)北陸保健衛生研究所
	(財)福島県保健衛生協会		(社)石川県薬剤師会
	福島県環境検査センター(株)	福井県	(財)北陸公衆衛生研究所
茨城県	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター		(株)福井環境分析センター
	(株)環境測定サービス	山梨県	(社)山梨県薬剤師会
栃木県	(財)栃木県保健衛生事業団		(社)山梨県食品衛生協会
	平成理研(株)		(株)メイキョー
群馬県	(社)群馬県薬剤師会	長野県	(社)長野県薬剤師会
	(株)群馬分析センター		(社)長野市薬剤師会
埼玉県	(社)埼玉県環境検査研究協会		(社)上田薬剤師会
	内藤環境管理(株)		(社)上伊那薬剤師会
千葉県	(財)千葉県薬剤師会検査センター		(社)長野県食品衛生協会
	(財)千葉県環境財団		(財)中部公衆医学研究所
	(株)上総環境調査センター		(株)コーエキ
東京都	(財)食品薬品安全センター		(株)信濃公害研究所
	(財)東京都予防医学協会		環境未来(株)
	(社)東京都食品衛生協会		(株)科学技術開発センター
	(株)江東微生物研究所		(株)環境技術センター
	(財)東京顕微鏡院	岐阜県	(財)岐阜県公衆衛生検査センター
	(株)環境管理センター		(株)総合保健センター
	オーヤラックスクリーツサービス(株)	静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター
	三菱樹脂(株)		(社)浜松市薬剤師会
	(株)日水コン		(株)静環検査センター
	オルガノ(株)		(株)東洋検査センター
	(株)クリタス	愛知県	(社)愛知県薬剤師会
	国土環境(株)		(株)東海分析化学研究所
	(財)日本食品分析センター		(財)中部微生物研究所

注) 民間企業は主となる事業所がある場所のある県に含めた。

都道府県	検 査 機 関 名	都道府県	検 査 機 関 名
愛 知 県	(株)環境公害センター 東亜環境サービス(株) (株)環境科学研究所 (株)ユニケミー (株)イズミテック (株)愛研 (株)環境保全コンサルタント 藤吉工業(株)	広 島 県	東和科学(株) 富士企業(株) (株)アサヒテクノリサーチ
三 重 県	(財)三重県環境保全事業団 (株)東海テクノ (財)アクトリサーチ (財)三重食品分析開発センター	山 口 県	(財)山口県予防保健協会 学校法人 香川学園
滋 賀 県	(社)滋賀県薬剤師会 (株)日吉 夏原工業(株) (株)西日本技術コンサルタント	徳 島 県	(社)徳島県薬剤師会
京 都 府	(社)京都微生物研究所	香 川 県	(社)香川県薬剤師会
大 阪 府	(社)大阪府薬剤師会 (財)阪大微生物病研究会 (株)東邦微生物病研究所 (株)住化分析センター	愛 媛 県	(財)愛媛県総合保健協会
兵 庫 県	(財)ひょうご環境創造協会 (財)兵庫県予防医学協会 住友金属テクノロジー(株) (株)ニッテクリサーチ 神鋼バンテック(株)	高 知 県	(社)高知県食品衛生協会 (株)東洋技研 東洋電化工業(株)
奈 良 県	(未指定)	福 岡 県	(財)九州環境管理協会 (財)北九州生活科学センター (株)太平環境科学センター (株)エスアールエル西日本 (株)九州テクノリサーチ (財)有明環境整備公社 (株)新日本環境計測 (株)九州環境指導センター
和歌山県	(社)和歌山県薬剤師会 和建技術(株)	佐 賀 県	(財)佐賀県環境科学検査協会
鳥 取 県	鳥取薬剤師会 (財)鳥取県保健事業団	長 崎 県	(社)長崎県食品衛生協会 (株)微研テクノス
鳥 根 県	(財)鳥根県環境保健公社	熊 本 県	(社)熊本県薬剤師会 (株)鶴城 (株)野田市電子 (株)同仁グローバル
岡 山 県	(財)岡山県健康づくり財団	大 分 県	(社)大分県薬剤師会 (株)エスピーシーテクノ九州
広 島 県	(財)広島県環境保健協会 (株)エヌ・イーサポート 中外テクノス(株) (株)日本総合科学	宮 崎 県	(財)宮崎県公衆衛生センター
		鹿 児 島 県	(財)鹿児島県環境技術協会 (社)鹿児島県薬剤師会 (株)クリニカルパソロジーラボラトリー (株)小溝技術サービス
		沖 縄 県	(財)沖縄県環境科学センター (株)南西環境研究所 (株)沖縄環境分析センター

水道法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣指定検査機関

(平成13年7月3日現在)

都道府県	検査機関名	都道府県	検査機関名
北海道	(財)札幌市水道サービス協会 (財)旭川市水道協会 (財)函館市水道サービス協会	静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター
青森県	(社)青森県薬剤師会衛生検査センター	愛知県	(社)愛知県薬剤師会生活科学センター
岩手県	(社)岩手県薬剤師会	(財)中部微生物研究所	
宮城県	(財)宮城県公衆衛生協会 (財)仙台市水道サービス公社	三重県	(財)三重県環境保全事業団
秋田県	(財)秋田県総合保健事業団	滋賀県	(社)滋賀県薬剤師会
山形県	(財)山形県理化学分析センター	京都府	(社)京都微生物研究所 (社)京都保健衛生協会
福島県	(財)福島県保健衛生協会	大阪府	(財)大阪市水道技術協会 (財)大阪防疫協会阪南出張所 (社)関西環境開発センター (財)関西環境管理技術センター
茨城県	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	兵庫県	(財)兵庫県予防医学協会 (財)西宮市水道サービス協会 (社)姫路市医師会 (社)兵庫県薬剤師会尼崎支部
栃木県	(財)栃木県保健衛生事業団	奈良県	(社)奈良県薬剤師会給水衛生検査センター
群馬県	(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	和歌山	(未指定)
埼玉県	(社)埼玉県環境検査研究協会	鳥取県	(財)鳥取県保健事業団
千葉県	(財)千葉県薬剤師会検査センター	島根県	(社)島根県水道協会
東京都	(社)東京都食品衛生協会東京食品技術研究 (財)東京都予防医学協会 (財)化学物質評価研究機構※1 (社)杉並区薬剤師会 (財)東京都顕微鏡院 (社)東京都薬剤師会 (社)日本食品衛生協会 (社)日本食品分析センター (財)日本文化用品安全試験所 (財)ビル管理教育センター (社)東京都環境衛生協会 (社)足立区薬剤師会 (社)豊島区薬剤師会	岡山県	(財)岡山県健康づくり財団
神奈川県	(社)神奈川県薬剤師会 (財)神奈川県予防医学協会 (財)北里環境科学センター (財)食品薬品安全センター秦野研究所 (財)日本環境衛生センター (社)神奈川県保健協会	広島県	(財)広島県環境保健協会
新潟県	(財)上越環境科学センター (財)新潟県環境衛生研究所 (財)新潟県保健衛生センター	山口県	(財)山口県予防保健協会環境科学センター (社)下関薬剤師会
富山県	(社)富山県薬剤師会	徳島県	(社)徳島県薬剤師会検査センター
石川県	(社)石川県薬剤師会検査センター (財)石川県予防医学協会	香川県	(社)香川県薬剤師会検査センター
福井県	(財)北陸公衆衛生研究所	愛媛県	(財)愛媛県総合保健協会
山梨県	(社)山梨県薬剤師会環境衛生検査センター	高知県	(財)高知県環境検査センター
長野県	(社)長野県薬剤師会検査センター	福岡県	(財)北九州生活科学センター (財)日本環境衛生センター西日本支局 (財)北九州市環境整備協会 (社)北九州市薬剤師会 (財)北九州上下水道協会 (社)福岡市薬剤師会 (財)福岡市水道サービスセンター (社)飯塚薬剤師会 (社)久留米三井薬剤師会
岐阜県	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	佐賀県	(財)佐賀県環境科学検査協会
		長崎県	(社)長崎県食品衛生協会食品環境検査センター
		熊本県	(財)日本環境衛生センター熊本支部
		大分県	(社)大分県薬剤師会検査センター
		宮崎県	(財)宮崎県公衆衛生センター
		鹿児島県	(社)鹿児島県薬剤師会試験センター
		沖縄県	(財)沖縄県環境科学センター

※1 化学品検査協会 平成11年11月変更